



平成 27 年 1 月 30 日

各 位

会 社 名 コムテック株式会社
代表者名 代表取締役社長 宮 田 良 嗣
(コード：9657、JASDAQ)
問合せ先 取締役常務執行役員 戒 能 勢津雄
(TEL. 03-5419-5551)

定款一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得等に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、種類株式発行に係る定款一部変更、全部取得条項に係る定款一部変更、及び全部取得条項付普通株式（下記「I. 1. (1)変更の理由②」において定義いたします。）の取得につきまして、平成 27 年 2 月 24 日開催予定の当社臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）に付議することを決議し、また、全部取得条項に係る定款一部変更につきましては、本臨時株主総会と同日に開催予定の当社普通株式を有する株主の皆様を構成員とする種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

I. 定款一部変更

1. 種類株式発行に係る定款一部変更の件（「定款一部変更の件－1」）

(1) 変更の理由

平成 26 年 12 月 16 日付け当社プレスリリース「Y I ホールディングス株式会社による当社株券に対する公開買付けの結果並びに親会社及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ」等においてご報告申しあげておりますとおり、Y I ホールディングス株式会社（以下「Y I ホールディングス」といいます。）は、平成 26 年 10 月 31 日から当社普通株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行い、本公開買付けは平成 26 年 12 月 15 日に終了しております。本公開買付けの結果、Y I ホールディングスは、平成 26 年 12 月 22 日（本公開買付けの決済開始日）をもって当社普通株式 2,708,540 株（平成 26 年 9 月 30 日現在における当社の総株主の議決権の数（同日現在の当社の普通株式の発行済株式数（6,191,100 株）から、同日現在の当社が所有する自己株式数（618,200 株）を控除した株式数（5,572,900 株）に係る議決権の数（55,729 個））に対する割合（以下「所有割合」といいます。）：48.60%（小数点以下第三位四捨五入。以下同じです。））を保有するに至っております。また、Y I ホールディングスの代表取締役及び当社の取締役会長である伊倉佳紀氏及

びその資産管理会社であるアサヒ商事有限会社（以下「アサヒ商事」といいます。）は、当社普通株式を合計 2,649,300 株（所有割合：47.54%）を保有しております。

Y I ホールディングスは、同社の代表取締役及び当社の取締役会長である伊倉佳紀氏により、当社の普通株式を取得及び所有することを主たる目的として、平成 26 年 10 月 6 日に設立されました。平成 26 年 10 月 30 日付け当社プレスリリース「MBO の実施及び応募の推奨に関するお知らせ」等においてご報告申しあげておりますとおり、伊倉佳紀氏は、当社が既存事業内での選択と集中の大胆な実施並びに新規ビジネス等への積極的な模索及び投資等の諸施策の実行を始めとする抜本的な事業再構築を迅速かつ積極的に推進していくことが必要不可欠であると考えに至り、当社がかかる諸施策を実施するに当たっては、マネジメント・バイアウト（以下「MBO」といいます。）の手法により当社普通株式を非公開化することで、抜本的な事業再構築により生じる多大なリスクに一般の株主の皆様を晒すことを回避しつつ、投下資本の回収機会を提供することが可能となり、また、当社においても、上場維持に伴う様々なコストを削減しつつ、当社の資本について伊倉佳紀氏を中心に再構成し、迅速かつ強固な意思決定を行うことで、短期的な経営成績の変動に左右されることなく長期安定的な企業価値の維持・向上の機会を得ることが可能となるとともに、当社における次世代の役員及び従業員においてもより当事者意識及び経営者意識を持っていただける組織作りが可能になると考え、MBO を行い、当社普通株式を非公開化することこそが、当社及び一般の株主の皆様にとって最良の方策であるとの結論に至ったとのことです。

当社としても、当社を取り巻く事業環境は、近年、非常に厳しい状況にあり、今後もその厳しさは中長期的に増していく傾向にあることを踏まえると、伊倉佳紀氏が考える諸施策を、一般株主の皆様のリスクにおいて行うことを回避しつつ実施していくことが、当社の中長期的な成長及び持続的な企業価値の向上の実現にとって必要不可欠であり、当社として最善の選択肢であると判断いたしました。

以上の理由により、当社は、本臨時株主総会及び本種類株主総会において株主の皆様のご承認をいただくことを条件として、当社の株主を伊倉佳紀氏、アサヒ商事及び Y I ホールディングスのみとするために、以下の①から③の方法（以下「本全部取得手続」と総称します。）を実施することといたしました。

- ① 当社の定款の一部を変更して、「定款一部変更の件－1」の定款変更案第 6 条の 2 に定める内容の A 種種類株式（以下「A 種種類株式」といいます。）を発行する旨の定めを設け、当社において普通株式とは別個の種類株式を発行できる旨の定めを設け、当社を会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下同じです。）の規定する種類株式発行会社（会社法第 2 条第 13 号に定義するものをいいます。以下同じです。）といたします。
- ② 上記①による変更後の当社の定款の一部をさらに変更して、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第 108 条第 1 項第 7 号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じです。）を付す旨の定めを新設いたします（全部取得条項が付された後の当社普通株式を、以下「全部取得条項付普通株式」といいます。）。なお、全部取得条項付

普通株式の内容として、当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付普通株式の全部（当社が保有する自己株式を除きます。以下同じです。）を取得する場合において、全部取得条項付普通株式1株と引換えに、A種種類株式を219,428分の1株の割合をもって交付する旨の定めを設けるものといたします。

- ③ 会社法第171条第1項並びに上記①及び②による変更後の当社の定款の規定に基づき、株主総会の特別決議によって、当社が全部取得条項付普通株式の全部を取得し、当該取得と引換えに、当社を除く全部取得条項付普通株式の株主様に対して、取得対価として、その保有する全部取得条項付普通株式1株と引換えに、A種種類株式を219,428分の1株の割合をもって交付いたします。なお、伊倉佳紀氏、アサヒ商事及びY Iホールディングス以外の各株主様に対して取得対価として交付されるA種種類株式の数は、1株未満の端数となる予定です。また、交付されるA種種類株式が1株未満となる各株主様につきましては、会社法第234条その他の関係法令の定めに従って、最終的には金銭が交付されることとなります。

株主様に対するA種種類株式の交付の結果生じる1株未満の端数につきましては、その合計数（会社法第234条第1項の規定により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当するA種種類株式を、会社法第234条の定めに従って売却し、当該売却によって得られた代金をその端数に応じて各株主様に交付いたします。かかる売却手続に関し、当社は、会社法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得てA種種類株式をY Iホールディングスに売却することを予定しております。この場合のA種種類株式の売却価格につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、全部取得条項付普通株式の株主様が保有する全部取得条項付普通株式の数に930円（本公開買付けにおける当社普通株式1株当たりの買付価格）を乗じた金額に相当する金銭が各株主様に交付されるような価格に設定することを予定しております。ただし、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあり得ます。

「定款一部変更の件－1」は、本全部取得手続のうち①を実施するものです。

会社法上、全部取得条項の付された株式は種類株式発行会社のみが発行できるものとされていることから（会社法第171条第1項、第108条第1項第7号）、上記①は、当社普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更である上記②を行う前提として、当社が種類株式発行会社となるため、A種種類株式を発行する旨の定めを新設するほか、所要の変更を行うものです。また、これまで当社は、当社定款第8条におきまして、当社の事務負担の軽減を図るため、100株を単元株式数として規定していたところ、同条は、当社普通株式について単元株式数を定めるものであり、「定款一部変更の件－1」で設けられるA種種類株式については1株を単元株式数とすることから、その趣旨を明確にするために所要の変更を行うものです。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。なお、「定款一部変更の件－1」に係る定款変更は、本臨時

株主総会において「定款一部変更の件－1」が承認可決された時点で、その効力が生じるものといたします。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>第2章 株式 (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 24,500,000株とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(単元株式数) 第8条 当社の1単元の株式数は、100株とする。</p> <p>第3章 株主総会 (新設)</p>	<p>第2章 株式 (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>24,500,000株とし、当社の発行可能種類株式 総数は、それぞれ普通株式は24,499,900株、第 6条の2に定める内容の株式(以下「A種種類 株式」という。)は100株とする。</u></p> <p><u>(A種種類株式)</u> <u>第6条の2 当社の残余財産を分配するときは、A種種類株式を有する株主(以下「A種株主」という。)またはA種種類株式の登録株式質権者(以下「A種登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)または普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、A種種類株式1株につき1円(以下「A種残余財産分配額」という。)を支払う。A種株主またはA種登録株式質権者に対してA種残余財産分配額が分配された後、普通株主または普通登録株式質権者に対して残余財産を分配する場合には、A種株主またはA種登録株式質権者は、A種種類株式1株あたり、普通株式1株あたりの残余財産分配額と同額の残余財産の分配を受ける。</u></p> <p>(単元株式数) 第8条 当社の<u>普通株式の1単元の株式数は、100株とし、A種種類株式の1単元の株式数は、1株とする。</u></p> <p>第3章 株主総会 (<u>種類株主総会</u>)</p>

	<p><u>第 19 条の 2 第 15 条、第 16 条、第 17 条および第 19 条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</u></p> <p><u>2. 第 18 条第 1 項の規定は、会社法第 324 条第 1 項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u></p> <p><u>3. 第 18 条第 2 項の規定は、会社法第 324 条第 2 項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u></p>
--	---

2. 全部取得条項に係る定款一部変更の件（「定款一部変更の件－2」）

(1) 変更の理由

「定款一部変更の件－2」は、「定款一部変更の件－1」でご説明申しあげております本全部取得手続のうち②を実施するものであり、「定款一部変更の件－1」による変更後の当社の定款の一部をさらに変更し、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項を付してこれを全部取得条項付普通株式とする旨の定款の定めを新設するものです。また、全部取得条項付普通株式の内容として、当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付普通株式の全部を取得する場合において、全部取得条項付普通株式 1 株と引換えに「定款一部変更の件－1」における定款変更に基づき新たに発行することが可能となる A 種種類株式を 219,428 分の 1 株の割合をもって交付する旨の定款の定めを設けるものです。

かかる定款の定めに従って当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付普通株式の全部を取得した場合には、前記のとおり、伊倉佳紀氏、アサヒ商事及び Y I ホールディングス以外の各株主様に対して交付される A 種種類株式の数は、1 株未満の端数となる予定です。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。なお、「定款一部変更の件－2」に係る定款変更は、臨時株主総会において「定款一部変更の件－1」及び「全部取得条項付普通株式の取得の件」に係る議案がいずれも原案どおり承認可決されること、並びに本種類株主総会において、「定款一部変更の件－2」と同内容の定款変更案に係る議案が原案どおり承認可決されることを条件として、その効力が生じるものいたします。

また、「定款一部変更の件－2」に係る定款変更の効力発生日は、平成 27 年 3 月 30 日といたします。

（下線は変更部分を示します。）

「定款一部変更の件－1」による変更後の定款	追加変更案
第 2 章 株式 （新設）	第 2 章 株式 <u>（全部取得条項）</u> 第 6 条の 3 当社は、当社が発行する普通

	<p><u>株式について、株主総会の決議によってその全部を取得できるものとする。</u></p> <p><u>2. 当社が前項の規定に従って普通株式の全部を取得する場合には、普通株式の取得と引換えに、普通株式1株につきA種種類株式を219,428分の1株の割合をもって交付する。</u></p>
--	---

II. 全部取得条項付普通株式の取得の件

1. 全部取得条項付普通株式の全部を取得することを必要とする理由

「定款一部変更の件－1」においてご説明申しあげておりますとおり、当社としては、当社を取り巻く事業環境は、近年、非常に厳しい状況にあり、今後もその厳しさは中長期的に増していく傾向にあることを踏まえると、伊倉佳紀氏が考える諸施策を、一般株主の皆様のリスクにおいて行うことを回避しつつ実施していくことが、当社の中長期的な成長及び持続的な企業価値の向上の実現にとって必要不可欠であり、当社として最善の選択肢であると判断したことから、株主様のご承認をいただくことを条件として、本全部取得手続を実施することといたしました。

「全部取得条項付普通株式の取得の件」は、「定款一部変更の件－1」でご説明申しあげております本全部取得手続のうち③を実施するものであり、会社法第171条第1項並びに「定款一部変更の件－1」及び「定款一部変更の件－2」による変更後の当社の定款の規定に基づき、株主総会の特別決議によって、当社が全部取得条項付普通株式の全部を取得し、当該取得と引換えに、「定款一部変更の件－1」による定款変更に基づき設けられるA種種類株式を交付するものです。

当該交付がなされるA種種類株式の数については、当社を除く全部取得条項付普通株式の株主様に対して、その保有する全部取得条項付普通株式1株につき、A種種類株式を219,428分の1株の割合をもって交付するものといたします。前記のとおり、伊倉佳紀氏、アサヒ商事及びYIホールディングス以外の各株主様に対して当社が交付するA種種類株式の数は、1株未満の端数となる予定です。

かかる株主様に対する交付の結果生じるA種種類株式の1株未満の端数につきましては、その合計数（会社法第234条第1項の規定により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当するA種種類株式を、会社法第234条の定めに従って売却し、当該売却によって得られた代金をその端数に応じて各株主様に交付いたします。かかる売却手続に関し、当社は、会社法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得てA種種類株式をYIホールディングスに売却することを予定しております。この場合のA種種類株式の売却価格につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、全部取得条項付普通株式の株主様が保有する全部取得条項付普通株式の数に930円（本公開買付けにおける当社普通株式1株当たりの買付価格）を乗じた金額に相当する金銭が各株主

様に交付されるような価格に設定することを予定しております。ただし、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあり得ます。

2. 全部取得条項付普通株式の取得の内容

(1) 全部取得条項付普通株式の取得と引換えに交付する取得対価及びその割当てに関する事項

会社法第 171 条第 1 項並びに「定款一部変更の件－1」及び「定款一部変更の件－2」による変更後の当社の定款の規定に基づき、取得日（下記(2)において定めます。）において、取得日前日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された当社を除く全部取得条項付普通株式の株主様に対して、その保有する全部取得条項付普通株式 1 株の取得と引換えに、A 種種類株式を 219,428 分の 1 株の割合をもって交付するものいたします。

(2) 取得日

平成 27 年 3 月 30 日

(3) その他

「全部取得条項付普通株式の取得の件」に係る全部取得条項付普通株式の取得は、臨時株主総会において「定款一部変更の件－1」及び「定款一部変更の件－2」に係る議案がいずれも原案どおり承認可決されること、本種類株主総会において「定款一部変更の件－2」と同内容の定款変更案に係る議案が原案どおり承認可決されること、並びに「定款一部変更の件－2」に係る定款変更の効力が生じることを条件として、その効力が生じるものいたします。なお、その他の必要事項については、取締役会にご一任願いたいと存じます。

III. 上場廃止

当社普通株式は、本日現在、東京証券取引所 JASDAQ（スタンダード）（以下「JASDAQ 市場」といいます。）に上場されておりますが、本臨時株主総会において「定款一部変更の件－1」、「定款一部変更の件－2」及び「全部取得条項付普通株式の取得の件」に係る議案がいずれも原案どおり承認可決され、本種類株主総会において「定款一部変更の件－2」と同内容の定款変更案に係る議案が原案どおり承認可決された場合には、JASDAQ 市場の上場廃止基準に該当することとなりますので、当社普通株式は、平成 27 年 2 月 24 日から同年 3 月 24 日まで整理銘柄に指定された後、平成 27 年 3 月 25 日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社普通株式を JASDAQ 市場において取引することはできません。

IV. 本全部取得手続の日程の概要（予定）

本全部取得手続の日程の概略（予定）は以下のとおりです。

本臨時株主総会及び本種類株主総会の基準日設定公告	平成 26 年 12 月 16 日（火）
本臨時株主総会及び本種類株主総会基準日	平成 26 年 12 月 31 日（水）
本臨時株主総会及び本種類株主総会招集に関する取締役会決議	平成 27 年 1 月 30 日（金）
本臨時株主総会及び本種類株主総会の開催日	平成 27 年 2 月 24 日（火）
種類株式発行に係る定款一部変更（「定款一部変更の件－1」）の効力発生日	平成 27 年 2 月 24 日（火）
当社普通株式の J A S D A Q 市場における整理銘柄への指定	平成 27 年 2 月 24 日（火）
全部取得条項付普通株式の取得及び A 種種類株式交付に係る基準日設定公告	平成 27 年 2 月 25 日（水）
当社普通株式の J A S D A Q 市場における売買最終日	平成 27 年 3 月 24 日（火）
当社普通株式の J A S D A Q 市場における上場廃止日	平成 27 年 3 月 25 日（水）
全部取得条項付普通株式の取得及び A 種種類株式交付に係る基準日	平成 27 年 3 月 29 日（日）
全部取得条項に係る定款一部変更（「定款一部変更の件－2」）の効力発生日	平成 27 年 3 月 30 日（月）
全部取得条項付普通株式の取得及び A 種種類株式交付の効力発生日	平成 27 年 3 月 30 日（月）

V. 支配株主との取引等に関する事項

上記Ⅱ. 2. に記載の全部取得条項付普通株式の取得（以下「本件取得」といいます。）は、支配株主との取引等に該当します。

当社が、平成 26 年 7 月 7 日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書で示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」に関する本公開買付け及び本件取得からなる一連の取引（以下「本取引」といいます。）における適合状況は、以下のとおりです。

当社は、本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置として、平成 26 年 10 月 30 日付け当社プレスリリース「MBO の実施及び応募の推奨に関するお知らせ」の「3.（6）本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載のとおり措置を講じております。

また、当社は、「Ⅰ. 1. 種類株式発行に係る定款一部変更の件（「定款一部変更の件－1」）」の「(1)変更の理由」及び「Ⅱ. 1. 全部取得条項付普通株式の全部を取得することを必要とする理由」に記載いたしましたとおり、A 種種類株式の売却価格につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおりに得られた場合には、全部取得条項付普通株式の株主様が保有する全部取得条項付普通株式の数に 930 円（本公開買付けにおける当社普通株式 1 株当たりの買付け価格）を乗じた金額に相当する金銭が各株主様に交付されるような価格に設定することを予定しております。ただし、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な

場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあり得ます。

さらに、当社は、平成 26 年 10 月 30 日付け当社プレスリリース「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」の「3. (6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の中の「③当社における第三者委員会の設置」に記載のとおり、本取引の提案についての審議に慎重を期し、その公正性・客観性を担保するため、当社の取締役会及びY Iホールディングスからの独立性が高い外部有識者である砂川伸幸氏（神戸大学大学院経営学研究科教授）、坂井恵氏（千葉商科大学サービス創造学部准教授、公認会計士）及び松本拓生氏（弁護士、恵比寿松本法律事務所）から構成される独立した第三者委員会を設置し、当該第三者委員会から、平成 26 年 10 月 29 日付けで、大要以下の内容の答申書を受領しております。

- (i) 本取引は究極的には中長期的な当社の企業価値の向上、そして同時にそのための諸施策による一時的な利益水準の低下やキャッシュ・フローの悪化により株価が不安定化するというリスクを一般株主から遮断するために行われるものであると認められ、本取引の目的は正当であると判断する。
- (ii) 検討過程における利害関係者の排除、公開買付者側との価格交渉経緯、独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得、独立した法律事務所からの助言の取得等を踏まえると、本公開買付けを含む本取引に係る交渉過程の手続きは公正であると判断する。
- (iii) 第三者算定機関から取得した株式価値算定書について不合理な点が認められないこと、当社の株式価値について、客観的かつ整合性のある議論を踏まえた交渉の結果決定されたものであることが推認され、第三者委員会に提出された資料においては、価格決定プロセスの透明性や公正性を疑わせるような具体的事情は見当たらないこと、類似事案と比較して遜色のない水準のプレミアムが付されていること等を踏まえると、本公開買付けの買付条件（買付価格を含む）は妥当であると判断する。
- (iv) 上記(i)ないし(iii)を前提に、強圧性が存在しないような措置が講じられていること、公開買付期間を30営業日と設定して十分な判断機会が確保されていること、マジョリティ・オブ・マイノリティに相当する下限の設定がなされ、他に少数株主等にとって特段の不利益となるような事情は認められないこと等を踏まえると、本公開買付けを含む本取引は当社の少数株主にとって不利益なものではなく、当社の取締役会が本公開買付けに対して賛同意見を表明することは妥当であると判断する。

加えて、当社の取締役会長である伊倉佳紀氏は、本件取得について特別の利害関係を有するおそれがあることから、当社取締役会における本件取得に関する議題の審議及び決議には参加しておらず、当社の立場においてY Iホールディングスとの協議及び交渉にも参加していません。

なお、当該取締役会においては、伊倉佳紀氏を除いた当社の取締役全員一致で、本件取得に

係る議案を本臨時株主総会に付議する旨を決議しております。また、当社の全ての監査役が、当社取締役会が上記決議を行うことに異議がない旨の意見を述べております。

また、当社の取締役会は、本取引に関し独立性を有するリーガル・アドバイザーである西村あさひ法律事務所から、本取引に関する意思決定過程、意思決定方法その他本取引に関する意思決定に当たっての留意点について法的助言を受けております。

以上より、当社は、本件取得を含む本取引はコーポレート・ガバナンス報告書で示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」に適合していると考えております。

以 上